

公益財団法人三重県文化振興事業団 専門員 募集要項

1 募集概要

募集する職種・人数	専門員 若干名
雇用期間	2027年4月1日採用 雇用期間について、採用年度から3年は単年度契約(勤務成績により判断)その後、無期雇用への移行制度あり (参考)直近5年における無期雇用移行による雇用継続率は 100%【11名】
職務内容	以下①～⑤の職務のうち1つの部門にて勤務する。(部門間の人事異動あり) ① 経理、庶務管理、施設管理、企画広報に関する業務 ② 三重県総合文化センターの施設貸出・運営に関する業務 ③ 文化会館事業の企画立案、推進に関する業務 ④ 生涯学習センター事業の企画立案、推進に関する業務 ⑤ 男女共同参画センター事業の企画立案、推進に関する業務 ※希望業務について聞かせてください(第2希望まで) 公益財団法人三重県文化振興事業団は三重県総合文化センターの管理運営、三重県総合博物館・三重県立美術館の施設管理等を行っています。 ----- 【雇入れ直後】三重県総合文化センターにおける業務 【変更の範囲】三重県総合文化センター、三重県総合博物館、三重県立美術館における業務
求める知識・経験等	(1)要件 ・年齢、学歴不問(18歳以上、65歳定年制あり) (2)必要とされる知識、経験 ・パソコン(ワード、エクセル程度)の一般的操作が可能な方 ・普通自動車免許(AT車限定可)を有することが望ましい。
勤務場所	【雇入れ直後】三重県総合文化センター(三重県津市一身田上津部田1234) 【変更の範囲】三重県総合文化センター(三重県津市一身田上津部田1234) 三重県総合博物館(三重県津市一身田上津部田 3060) 三重県立美術館(三重県津市大谷町 11 番地)
勤務時間	通 常・・・8:30～17:15 変則勤務時間・・・週38時間45分を基準に、1日最長8:30～22:00 の範囲で勤務。 ※担当する業務により、変則勤務時間が適用されます。
休日	週休2日(月曜日と他1日※月曜日が祝休日の場合は翌平日)、祝休日勤務有(祝休日に勤務した場合は、交代制で代休を付与)、年末年始(12月29日～1月3日)
給与等	給与初任給は、三重県職員の給料(行政職給料表)の 1級31号(242,100円※令和8年4月1日採用時)を適用し、昇給は当事業団規程の定めるところによります。前歴による加算・昇給はありません。 諸 手 当：当事業団規程に基づき期末手当(賞与)、時間外手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、退職手当を支給します。 加入保険：厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険
休暇	年次有給休暇、特別休暇、夏季休暇等

2 応募について

(1) 募集期間

2026(令和8)年6月23日(火)から7月22日(水) 17時まで〔応募書類必着〕

(2) 応募方法

下記の書類を郵送又は窓口持参にて提出してください。【締切日時必着】

①履歴書 写真貼付のこと。【様式指定あり】

※三重県総合文化センターホームページからダウンロードしてください。

②返信用封筒(110円切手を貼付し、ご自身の住所、名前を記載したもの) 1通

③官製はがき(ご自身の住所、名前を記載したもの) 1通

※職員採用に係る個人情報については、選考資料としての利用を目的としています。

ご本人の承諾なしに個人情報を第三者に対し開示・提供することはありません。

※応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※採用試験に伴う交通費は自己負担となります。

※①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人、②懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人は応募できません。

(3) 応募書類提出先・問い合わせ先

〒514-0061

三重県津市一身田上津部田1234番地

三重県総合文化センター

公益財団法人三重県文化振興事業団

総務部 長野、坂口

TEL 059-233-1103

3 選考の日程(予定)

◆一次試験(書類審査および筆記試験) ※書類審査は履歴書の志望動機による

① 日 時 2026(令和8)年8月1日(土) 9:30~12:00

② 場 所 三重県総合文化センター セミナー室 A

③ 結果通知 2026(令和8)年8月14日(金)に文書にて発送します。

◆二次試験(グループ討論試験、個別面接試験)

① 日 時 2026(令和8)年8月25日(火) ※試験時間は一次試験合格者にお知らせします。

② 場 所 三重県総合文化センター内 ※試験場所は一次試験合格者にお知らせします。

③ 結果通知 2026(令和8)年8月27日(木)に文書にて発送します。

※二次試験は、一次試験合格者に対して実施します。

なお、最終合格者については、最終学歴の卒業証明書の提出が必要です。

また、合格後に著しく不都合な事項が判明した場合、あるいは提出書類の記載事項に事実と相違があった場合は、合格を取り消すことがあります。